

宝塚音楽回廊ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚音楽回廊実行委員会（以下「委員会」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 委員会のホームページに掲載する広告は、委員会の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、国民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長がホームページに掲載する広告として適当でないとするもの

(広告の掲載ページ、掲載数及び掲載位置)

第3条 広告を掲載するページ、広告の掲載数及び掲載位置については、委員長が別に定めるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- トップページの広告の規格
- ア 高さ 天地35ピクセル
- イ 幅 左右100ピクセル
- ウ 容量 4KB以内
- エ データ形式 GIF、JPEG、PNG 形式

2 広告は、静止画とし、アニメーションGIFを使用したもの、ループ等の動画を使用してはならない。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次のとおりとする。なお、広告の掲載料には消費税及び地方消費税を含むものとする。

- トップページ 1枠月額10,000円

2 広告の掲載料に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告の掲載の募集は、宝塚音楽回廊ホームページより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、宝塚音楽回廊ホームページ広告掲載申込書により委員長に申し込むものとする。

2 広告掲載の申込みは希望する掲載期間中、申込者につき1件とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告の原稿は、委員会が指定する方法により申込者の負担で作成し、委員会が指定する期限までに提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は2007年11月末までとする。

(広告掲載の決定)

第10条 委員長は、第7条の規定により広告の申込みがあったときは、第2条の規定に基づき内容を審査し、広告内容が適当と認める申込者（以下「広告掲載候補者」という。）を決定する。

2 委員長は、広告掲載候補者に、抽選により仮順位番号を付番する。

3 委員長は、次に定める各号により掲載順位を決定するものとする。なお、同順位のものの中では、掲載提出日程の早い順位を決定し、さらに、同順位の広告掲載候補者が複数ある場合は、仮順位番号の若い順に順位を決定するものとする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(2) 第2順位 宝塚音楽回廊実行委員会内にのみ事業所等を有する私企業又は自営業に係る広告

(3) 第3順位 前各号に規定する以外の広告

4 委員長は、前項の規定により順位を決定した広告掲載候補者のうち、第3条の規定により定められた広告掲載数までの順位に該当する広告掲載候補者に、別に定める書類（以下「申込書類」という。）及び広告原稿の提出を求める通知を行い、広告掲載候補者から提出された申込書類及び広告原稿を確認し、広告掲載の可否を決定するものとする。

5 委員長は、前各項の規定により決定した広告掲載の可否の結果を宝塚音楽回廊ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載開始日の前月20日までに、希望する広告掲載期間にかかる広告掲載料を納付しなければならない。ただし、広告掲載開始日の前月20日までに広告掲載料を納めることができない場合において、委員長が認めるときは、別に委員長が定める期日までに広告掲載料を納付することができる。

(広告内容の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号に該当する場合は、宝塚委員会ホームページ広告申込内容変更届により、速やかに委員長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取下げるとき

(2) 広告を差し替えるとき

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき

- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、宝塚委員会ホームページ広告掲載申込書又は、申込書類の記載内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第14条 委員長は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- (3) 広告主が、第13条に定める届出を怠ったとき
- (4) 広告主から、宝塚委員会ホームページ広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げの旨の通知があった場合
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員長が広告掲載を取消す必要があると認めるとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、委員長は宝塚音楽回廊ホームページ広告掲載取消通知書により、広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第15条 前条第1項第2号に該当する事由により委員会が損害を被った場合は、委員長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告の掲載開始後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

3 委員会は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、
広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(電子メールによる手続の特例)

第17条 委員長は、この要領に定める手続について、電子メールを使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年8月10日から施行する。